

令和2年度第1回ギャンブル等依存症専門会議 議事録

1 会議日時及び場所

日時 令和2年11月12日(木) 午後3時から午後4時30分

場所 埼玉会館 7A会議室

2 出席者(敬称略)

【有識者】

丸木 雄一 一般社団法人埼玉県医師会 常任理事
岡崎 直人 日本福祉教育専門学校精神保健福祉士養成学科 学科長
児玉 美智 ギャンブル依存症問題を考える会埼玉支部

【司法】

国分 智可子 さいたま保護観察所 統括保護観察官
小林 哲彦 埼玉弁護士会 弁護士

【関係事業】

久保田 耕平 川口市公営競技事務所 副主幹
飯野 諭志 戸田競艇企業団 主幹
佐々木原 剛 総務部県営競技事務所 主幹
田中 直人 埼玉県浦和競馬組合 主査
中西 邦枝 埼玉県浦和競馬組合 会計年度職員
紙屋 修三 埼玉県遊技業協同組合 専務理事

【政令市】

塚本 明宏 さいたま市健康増進課 課長
(代理出席：加藤 拓也 さいたま市健康増進課 主事)
矢部 美奈子 さいたま市こころの健康センター 所長
(代理出席：永井 めぐみ さいたま市こころの健康センター 主査)

【関係各課】

加藤 洋子 福祉部精神保健福祉センター 主幹
遠藤 浩正 保健医療部本庄保健所 所長 (保健所長会選出)
山縣 正雄 病院局精神医療センター 主査
遠井 学 教育局保健体育課 主任指導主事
猿橋 武司 教育局保健体育課 指導主事
大野 寿 埼玉県警察本部生活安全総務課 警部
小松 克弘 埼玉県警察本部保安課 警部

【議長】

唐橋 竜一 保健医療部 副部長

【副議長】

番場 宏 保健医療部疾病対策課 課長

【事務局】

根岸 佐智子 保健医療部疾病対策課 副課長

武井 秀文	保健医療部疾病対策課	主幹
永添 晋平	保健医療部疾病対策課	主査
田畑 絵理奈	保健医療部疾病対策課	主事

3 議事

- (1) ギャンブル等依存症対策について
 - ・ ギャンブル等依存症について
 - ・ 国におけるギャンブル等依存症対策について
 - ・ 本県におけるギャンブル等依存症対策の現状について
 - ・ 「埼玉県依存症対策推進計画（案）」の策定について
- (2) 意見交換

埼玉県ギャンブル等依存症専門会議設置要綱第3条に基づき、保健医療部唐橋副部長が議長となり、以降の議事を進行する。

議事（1）ギャンブル等依存症対策について
議長）

資料3の内、「1 ギャンブル等依存症について」及び「2 国におけるギャンブル等依存症対策について」について、事務局から説明してください。

事務局）

資料3の内、「1 ギャンブル等依存症について」及び「2 国におけるギャンブル等依存症対策について」に基づき説明。

議長）

事務局からの説明について、御質問はございませんか。

質問なし

議長）

資料3の内、「3 本県におけるギャンブル等依存症対策の現状について」及び「4 「埼玉県依存症対策推進計画（案）」の策定について」について、事務局から説明してください。

事務局）

資料3の内、「3 本県におけるギャンブル等依存症対策の現状について」及び「4 「埼玉県依存症対策推進計画（案）」の策定について」に基づき説明。

議長）

事務局からの説明について、御質問はございませんか。

岡崎委員)

23ページの専門相談支援について、ギャンブル等依存症が、3つの依存の中では最も数が多いことが非常に印象的でした。保健所の統計と同様に、御本人と御家族のどちらからの相談が多いのか内訳が気になりました。

私自身もさいたま市のこころの健康センターで、月1回相談を受けているが、ギャンブル依存症の場合、アルコールや薬物依存症と比べて、医学的治療が必要な比率は少ない。正しい回復支援が行われていれば、必ずしも医療が必要でない方もいらっしゃると思う。

また、26ページにギャンブル障害の方へのプログラムがあるが、例えば県の精神保健福祉センターで行うグループにご本人が繋がった場合には、「治療に繋がった」とカウントする訳ではないのですか。どうなのでしょう。家族からの相談が多いとすれば、御本人向けだけではなく家族向けのグループも必要ではないかと考えます。

もうひとつ、保健所の相談件数が相談拠点機関である精神保健福祉センターと比べて、すごく少ない感じがして、もっと啓発や周知がなされれば、増えてくると感じました。

議長)

岡崎委員ありがとうございます。事務局、関係機関からいかがですか。

事務局)

23ページ、令和元年度の依存症相談拠点機関における専門相談支援の内容ですが、相談拠点機関からの実績報告を用いており、御本人からの相談、御家族からの相談という区別までなかったため、後日確認させていただきたい。

次に、先生御指摘の通り、皆さんが必ずしも治療が必要ではないと思います。実際、埼玉県内では相談支援機関や民間相談所で相談をお受けしながら、回復に繋がっている方々もおられるとの報告は受けています。これについては本日説明できなかったが、今後の施策立案において、医療が必要でない方もしくは医療がなくても回復できた方々の状況について把握し、取り込んでいくことを検討いたします。

また、26ページのプログラムの御案内について、プログラムに参加した方が治療対象としてカウントされたのかについては、精神医療センターの山縣主査に後で御説明いただけたらと思います。

山縣主査)

今の御質問は、精神保健福祉センターのグループに参加した場合、治療の中にカウントされるのかということでしたら、私よりも精神保健福祉センターさんから答えをいただいても良いでしょうか。

加藤主幹)

別のカウントになります。グループ相談を利用しカウントされた後、治療に繋がるという方がゼロではないかもしれないが、別カウントとお考えください。

丸木委員)

ギャンブル依存症対策が、最終的には依存症対策という大きな枠の中に据えられ、ギャンブル以外の依存症まで広くケアされるのはとても良いことだと思います。

私も、去年、日本頭痛学会を主催し、小児の頭痛のアンケートを取ったところ、頭痛がひどくて学校を休むという子どもが多い。その原因の多くがスマホ依存で、夜寝ずに、また寝る前に長時間ブルーライトを見ることで睡眠の質が悪くなり、頭痛になって不登校になることがあります。

ぜひ、ゲームばかりでなく、スマホ依存も今後問題になってくると思いますので、依存症全体としてまとめてもらうのがよろしいと思います。

また、疾患で依存が出てしまう例があります。例えばパーキンソン病の患者で、ドーパミンを増やす治療をしていると、薬の副作用によってギャンブル依存となる方がおられたりするので、基礎疾患をしっかりと確認しておくことが重要です。また、若年性認知症の中で、前頭側頭型認知症の初期の状態では、脱抑制になってしまうので、依存症のように毎日ギャンブルをしてしまうこともあるので、基礎疾患をしっかり診て、鑑別しておく必要があると思います。

議長)

丸木委員ありがとうございます。事務局、関係機関からいかがですか。

事務局)

先生からお話があった、スマホ依存も含めて総合的に取りあげていきたいと考えておりますので、ぜひ、引き続き御意見を頂戴したいと考えています。

また、久里浜医療センターの方では、ゲームやスマホについても積極的に取り組んでいるため、そういった方面からも御助言、御提言をいただきながら、計画をまとめていきたいと考えています。

もうひとつの高齢の方々の依存の問題ですが、予防や教育にも、当然力を入れていきますが、やはり幅広い世代層、年齢層で対策を打っていくということが今後必要になるため、それについても是非御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長)

その他に御質問はございませんか。

他に御質問はないようですので、議事(2)意見交換に移らせていただきます。本日はキックオフミーティングでもありますので、本格的な御議論をいただく前に、皆様方からご自由に発言をいただけたらと思います。

会場の都合上、名簿の順番におひとりにつき、2分程度でお願いしたいと思います。

丸木委員からお願いできますでしょうか。

丸木委員)

先程、発言の機会をいただきましたので、次の方にお譲りしたいと思います。

岡崎委員)

私も、発言の機会をいただきましたので、次の方にお譲りしたいと思います。

児玉委員)

各委員のお手元に、資料という形で3つ折りのリーフレットや漫画冊子等を数点と、今年度、県の助成金をいただいて、県内の3カ所で家族相談会、デモミーティングを開催していますので、それに

ついでに案内のチラシを置かせていただきました。

ギャンブル依存症問題を考える会埼玉支部は、ギャンブル依存症に関する啓発活動や情報提供及び青少年に対する予防教育活動を行うことを目的に、活動させていただいています。

ギャンブル依存症について、家族は本人の思いがけない借金問題という形で発覚することがとても多いです。御本人は否認が強いが、巻き込まれた家族の方が先にこの問題に気づくことがあります。

ギャンブル等依存症対策においては、家族支援がとても大切になるので、この対策の中にぜひ家族支援のことを含めていただけたらありがたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

国分委員)

さいたま保護観察所では、先週時点で確認したところ、ギャンブル依存が原因で犯罪をし、保護観察の対象者が46名います。

内容は、パチンコに行きたいがためにお金を窃盗、強盗、会社のお金を使い込む横領、詐欺、中には、親族のお金を暴力で巻き上げた上で、親が疲弊してしまい被害届を出して、懲役になったという人もいます。

皆さまおっしゃっていた通り、相談が一番多いのに医療に繋がっていないということでしたが、保護観察所でも薬物のプログラム、性犯罪のプログラム、アンガーマネジメントの暴力プログラムがあり、万引き依存のプログラムの開発がされつつあるが、ギャンブルまでは専門的処遇プログラムの策定に至っていません。

そのような状況下において、指導については、金銭管理や、パチンコに代わる余暇の過ごし方、行きたくなったらどうするかといった対処方法を、それぞれの観察官が面接等で指導するということにとどまっています。

やはり家族からの相談が多く、「息子が働かない」、「わたしは年金なのにお金を持っていかれた」、「借金を作っている」、「督促が来ている」等の切実な訴えが観察所に来るが、なかなか給与差押とか、どこにも行かせないようにというわけにはいかないもので、とても苦勞をしています。

薬物への対策が進む中、ギャンブルについての現状が数字で明らかに示され、とても勉強になり、危機的な印象を持ちました。今後も引き続き情報提供をいただけたらありがたく思います。

小林弁護士)

普段の業務の中で、多重債務や借金の相談を受ける際、借金の原因を聴き取りますが、アルコール依存症ほど相談件数が多いと感じますが、ギャンブルに嵌っている方も相当数おられます。聴き取りをしても聴き取れない、話していただけていない部分もあり、実はもっと案件数がたくさんあるのかもしれない。そう考えると、依存症といえるのかどうかは別として、ギャンブルにはまっている方は多いというイメージを仕事上持っている。

今回、総合的な対策をとられるということはすばらしいと思っているが、埼玉県依存症対策推進計画（案）について28ページの基本方針Ⅰの「教育及び普及啓発の強化」というところに興味を持ちました。ギャンブル依存症でも、他の依存症でも、起こってしまった後に、対策を立てるも治療するも重要であると思うが、起こらないようにするということがそれと同じぐらい重要というイメージを持っています。

私は仕事上、埼玉県内の一番下は小学校から大学まで、特別授業を持たせてもらうことがあります。いわゆる社会教育的な、例えば多重債務対策の話と消費者問題の話とか、労働法の基礎についての話

を1時間半くらい差し上げる。今年はコロナの関係で件数が減ったが、いくつかの学校でお話をさせていただいています。

リアクションペーパーを見ると、こういう話はもっと早く聞きたかった、聞く機会がなかったという生徒さんが少なからずいて、今の学生さんや生徒さんはそういったものに触れる機会は、あまり多くないというイメージを持っています。

ですから、この教育のところでは、依存症対策についても、できる限り早期のところで教育ができる場面があるといいなと。先ほどスマホ依存のお話が先生からございましたけれども、小学校の段階から、工夫しながら、依存症の話も多重債務の話もかみ砕いて、話す機会が与えられるようなプログラムができると良いと個人的に思います。

久保田副主幹)

ギャンブル依存症対策ですけども、入場禁止の措置をとることができる規則を制定し、相談窓口の設置、相談マニュアル等を作成しまして、現在に至っています。

オートレースは市場規模が非常に低いこともあるかもしれないが、今のところ本場で入場禁止というような措置をとるところまでは至っていません。

オートレース場の対策では、資料にもあったとおり、「適度に楽しみましょう」、「20歳未満の方は車券を買えません」、またカウンセリングセンターの電話番号等を示したポスターやシールを、車券の発売機や、その他場内各所に貼り付けています。

オートレース場は全国に5場しかありませんので、各場と連携をとりながら今後もギャンブル対策を積極的に進めていきたいと思っています。

ただ、私ども施行者としては、車券を買わせないという我々の事業と相反するところを考えていかなければいけないということで、なかなか我々の業界の人たちとしゃべっていると聞けない、私どもにとっては斬新なご意見が聞けますので、ぜひご意見をいただきながら、国民的なレジャーとしてギャンブル依存症対策をしていかなければ成立していかない、という風に考えております。是非引き続きご意見をお聞かせいただきたいと考えています。ありがとうございました。

飯野主幹)

基本的な取組につきましては、川口オートさんと同様となっております。

約3年前から自己申告、家族申告等の申告をしていただくようになり、現在、2件の自己申告がありました。申告をしていただくことによって、うちの場合では入場禁止、仮に来てしまった場合にもお帰りいただくような措置をとっています。

ただ、オートレース場は全国で24ヶ所ございまして、全場の申告実績といたしましては約20数件と聞いています。

正直お客さんの中にはもう毎日のように見かける方がたくさんいらっしゃるの、どれだけ自分で認識、意識できているのか、というところがあると思います。ギャンブル依存症という言葉自体をもっと周知していけたらいいと思います。

佐々木原主幹)

県営競技事務所の方では競輪の事業を所管させていただいています。

競輪場は、全国で43場ございまして、そのうち2場、西武園と大宮を所管している部署になります。

またこのギャンブルもそうなのかもしれないが、基本的には副次的弊害の防止を行うことで、刑法における賭博罪の違法性が阻却されるということで、基本的にギャンブル等依存症対策は、副次的弊害防止の一要素だということで、我々が防止をすることが必要不可欠というふうな立場に立っています。

そうした中で、我々が現場でやっているのは、先ほど資料の方にもございましたが、ポスターやチラシ、場内のモニターを使って「適度に楽しみましょう」ということを呼びかけさせていただいています。

今日、いろいろなお話を聞いて、公営競技もどこもそうなのかもしれませんが、実際に今、競輪場で車券を買う人よりも、インターネットで車券を買う購買層が圧倒的に多い。

我々の方とすると、買っていただくということが一番ではありながらも、「適度に楽しむ」というところがあります。また、インターネットの購買層は増えているところもありますので、インターネットの購買層をいかにギャンブル依存症にさせないかというのは、今後の課題だと思っていますので、そういうことも含めて、今回議論ができると良いと思っています。

田中主査)

競馬はいわゆる日本中央競馬会といわれるJRA競馬場10場、我々がそうですが地方競馬15場ございまして、浦和競馬場では、中央競馬の馬券も地方競馬の馬券も発売しています。現在はコロナウイルスの影響もございまして、しばらくの間は無観客で競馬開催し、主な売り上げはネットということになっています。そんな中、ネット購入が非常に伸びているという状況があります。これについては、競馬場等に足を運ばずに手軽に買えることで、売上という面からすると喜ばしいところもあります。

一方でお客様の感覚からするとゲーム感覚であるとかリアリティがない、画面の中でもできることのような捉え方をされて、以前よりもめり込みやすいような環境にもあると考えており、この課題については競馬会全体で認識されているが、公営競技全体の課題でもあると思っています。

今後、インターネット購入限度額の上限を、利用者であるお客様の方で設定できるよう進めていく予定です。

紙屋専務理事)

先ほどご案内の通り、既に基本計画に基づいて、要綱それから対策要綱、それからパチンコ店における依存問題対策ガイドライン、これをすでに設置、施行し現在取り組んでいます。

本日、現在までの推進状況を事務局の方に、お持ちしました。基本計画を見ていただければ、当業界がやるべきことが明記されているので、これからも、皆さんの御意見をいただきながら、更に取り組んで参りたいと考えています。また同じ関連事業者の方で何かありましたら、サポートさせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

加藤主事)

さいたま市の健康増進課の方では、市の依存症対策の全般的な要綱作成や、先ほど事務局からの説明の中でもありましたように、依存症専門医療機関、相談拠点機関の選定で、主に依存症との関わりがあります。

さいたま市では、埼玉県立精神医療センターと浦和区にある白峰クリニックを依存症専門医療機関、さいたま市こころの健康センターを相談拠点機関として選定しています。

今後も医療機関への情報提供や働きかけといった形で、今回の計画の策定や推進にも御協力させていただければと思います。

永井主査)

私が所属するさいたま市こころの健康センターは、平成30年にさいたま市依存症相談拠点機関に選定されており、主要な精神保健福祉相談の中でも依存症の相談をお受けしています。

そのほかに、先ほど岡崎委員の方から少しお話があったが、月1回専門相談員を配置してアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症に関する個別相談会を開催して、ご家族、ご本人からも相談に応じています。他にも、依存症家族教室を年2クール実施したり、あとは依存症支援者研修を開催したり、普及啓発等を行っています。

ギャンブル依存症について特化しているわけではなくて、アルコールや薬物の大体の事業が混合、ミックスでやっているような状況です。

先ほど精神保健福祉センターの状況を見ると、うちとずいぶん違うなというのが正直な感想であった。

うちも去年度の数値を見てみたが、うちのほうは令和元年度、センター全体の相談の内、依存症の相談が719件あって、そのうちのギャンブル相談は121件、アルコール相談が466件なので、アルコールがさいたま市のほうは多い。

先ほど言った、月1回の個別相談会も62件中ギャンブルが18件という内訳になっており、割合というのは一番アルコールが多いというのがさいたま市の状況ではあります。

御相談をお受けして感じるのは、他のアルコールとか薬物に比べてギャンブルや買い物依存もそうだが、発達障害や知的障害をベースに持つ方も割合として多いと感じます。

そうなる、医療に繋ぐ、認知行動療法というよりはどちらかというと、本人の居場所をきちんと見つけて環境調整していく支援を担うことがとても多いというのが、今の印象としてはあります。

知的障害だったら、療育手帳をちゃんと取得いただいて、福祉サービスの方に繋げるとか、発達障害がありそうであればそちらの支援に繋いでいくとか、その人が安定して生活できるような環境を作っていくことで、依存の環境から離れて、きちんと生活していける方もいらっしゃる。

そういった方たちの「のめり込み」もある、というのが印象であったので、そういった方たちについても、計画において少し触れると良いということを感じて持ちました。

加藤主幹)

精神保健福祉センターも平成30年度に依存症相談拠点と指定されまして、非常勤の専門相談員1名を配置いただいています。しかし、実際はセンターの中で、専門相談員さんだけで全て対応できる相談量ではないので、その方には事業の中心になってもらい、相談の方は精神保健相談を受けている職員全員で対応しています。

先ほど、なぜ当センターがギャンブルの割合が多いかを改めて考えてみましたが、パチンコの資料の中にあるリカバリーサポートネットワークさんが、かなり当センターをご案内いただいている例が多いのかなと思っています。それと、自殺対策の一環でもあるかもしれないが、若者に「困ったら相談のSOSを発信してください」と促していて、その影響も若干はあるのかなと思います。すごく高額な借金とは限らず、十数万円の借金などで、割と早期に問題が発覚して、最初にご家族がこちらに繋いでくださるが、ご本人もいらっしゃる割合が多い。

ただ、実際の内訳について、今日は数を用意していなかったもので、後ほどお知らせできればと思います。

背景にお子さんの「なぜ、そんなのめり込みが必要になったのか」というのを確かめていきますので、発達的な特性を持っていたり、知的障害をお持ちだったり、精神障害をお持ちだったりする方もいらっしゃいます。また、家族関係がぎくしゃくしていたり、いつの頃からか対人関係非常に難しさを抱えていたとか、様々な要因を抱えていらっしゃる方がいらっしゃる。

依存問題との向き合いを勧めながら、同時にその方がそうせざるを得なかったことについても話を伺っていきます。

グループ相談は時間と場所が限られてしまいますので、実際いらっしゃる方は仕事をしていたり、学生さんであったりするので、昼、日中センターに来ることができる方の数は本当に少ない。そのため、個別に回復プログラムを実施したり、医療機関を御案内させさせてもらったりしています。

もうひとつ保健所の相談が少ないということがあったが、うちのセンターでは30年から、主にセンターの中で個別の相談に取り組んできたが、埼玉県は広く、センターのある伊奈町まで来ていただくのはいかがなものかとセンターの中でも検討はされています。座学の研修も大事ではあるが、普段の生活支援の相談の中でのめり込みに気づけるような、地域の市町村や保健所の相談において依存の問題に取り組めるような、技術協力や、研修、人材育成の機会をもう少し工夫していきたいと考えています。

遠藤所長)

加藤さんの話であったように、構造として本人が否認して家族が巻き込まれ、相談に来るという話は、精神保健相談の構造と似ているというような印象を持ちました。

統合失調症とかうつ病の御相談は頻繁にあるが、ギャンブルの相談を保健所にしているのかという家族の戸惑いもあったのではないかと思います。相談体制の強化ということで、精神保健福祉センターと保健所の連携強化ということが、推進計画の中に必要かなと感じました。

もう一つ地域性の問題をお話ししたいのですが、埼玉県のギャンブルの施設は県南の方に集中していますが、本庄は隣が群馬県で、その群馬県では競馬を除いて全て揃うギャンブル王国と言われるようなところもあり、県北の方はそういったところとの関係もあるかと思えます。

今、救急医療や災害時医療で、群馬県の保健所と連携を図っているところですが、実際、GAについては伊勢崎まで出向いているケースも多いことから、ギャンブル依存症についても今後の連携検討課題にさせていただきたいと思えます。

山縣主査)

精神医療センターは、元々はアルコール、薬物依存症という物質の依存を対象とする治療を中心にしていた外来、入院医療であったのですが、2年前に治療拠点機関、専門医療機関の指定を受けて以降、ギャンブル依存症の診療も開始しています。

ギャンブル依存症の診療数がそんなに多くないといいつつも、現場での実感としては少しずつ増えてきているという感想があるが、新型コロナウイルス感染症のこともあったりして、医療機関にあまり来たがらないような傾向もあったと感じています。

また、アルコールや薬物依存の問題と同時に、ギャンブル問題も抱えている方も中にはいます。先ほどクロスアディクションという言葉が出たりしたが、両方に依存していて、依存の中心はアルコー

ルだが、ギャンブルの問題も抱えていらっしゃる患者さんもいるというような印象です。

グループも、細々とではあるが、認知行動療法のプログラムを開始していて、ワークブックを使って多職種で、グループを実施しています。

コロナ禍であり、感染対応などを考えて1時間枠で、制限しながらの開催ではあるが、今後充実させていければと思って取り組んでいるところです。

遠井主任指導主事)

教育の方でいうと、新学習指導要領における高等学校の保健体育の解説に、初めてギャンブル依存といった言葉が入ってきています。

新学習指導要領に基づき、高等学校におきましては、令和4年度から順次進めていくというふうな形になっています。

その中に、「現代社会と健康」という部分の「精神疾患の予防と回復」の中におきまして、「アルコール、薬物などの物質への依存症に加え、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があると、日常生活には悪影響を及ぼすことに触れるようにする」と、内容としては、必ず教えるべき内容というよりは、然る学習の内容を伝えた上で扱う内容ですので、もう少し教育としてしっかりやらなければいけないと感じています。

また、近年、ゲーム依存も問題となっているが、ゲーム依存に関しては、やはり開始年齢が早いほど依存症に陥りやすいということもあるので、学習指導要領にはないが、小・中でも扱っていくべきかなと個人的には思っています。

大野警部)

県警では、ぱちんこ営業や風俗営業等に対して、指導、監督することがございます。その部分では、依存症対策の取組に該当するとも考えています。それにつきましては、保安課の小松が私に続きまして御挨拶とギャンブル依存症への関わりを説明します。

当課においては、現在、ギャンブル依存症対策に特化した対策等はありませんが、保護や犯罪抑止等の防止対策を担当しております。中には、ギャンブル等依存症等やその他の理由から精神的に障害を来した方が保護されたり、犯罪行為を行って捕まってしまうということも考えられますので、ギャンブル依存症対策における、包括的な連携協力という観点から、今後当課として何らかの取組やアクションが必要なのかを、専門会議の出席を通して検討していきたいと思っております。

小松警部)

当課では、埼玉県公安委員会に係る各種営業の許可及び許可後の指導、取締りを担当しております。

担当する各種営業の中には風俗営業もふくまれており、その関係からギャンブル等依存症対策に関しては、ぱちんこ店に対する指導等を実施しています。

埼玉県内では、現在約450店のぱちんこ店が許可を受け営業しており、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に掲げられている、ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方やアクセス制限、施設内の取組といった、ぱちんこにおける取組の5本柱については、先ほど埼玉県遊技業協同組合の紙屋専務理事からご説明があった通り、埼玉県遊技業協同組合にグリップしていただいております。着実に推進していただいていると実感しています。

ぱちんこ営業を指導監督する私達は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づい

て指導、取締りをしており、ギャンブル等依存症対策推進基本計画にあります、遊技機に対する規制や、広告・宣伝の規制、年齢確認などに重点を置いて指導させていただいています。

具体的には、法律に基づいた店舗への立ち入りを実施した際の声掛け、または業界の会合に参加させていただき、講習の機会に指導させていただくということを実施しています。

今後は、このような専門会議等への出席を通じて、埼玉県内で営業するぱちんこ店に対して、どういった指導をしていけば良いのかということを検討していきたいと思います。

○質疑応答
議長)

今まで皆様の御発言を受け、委員の先生または関係機関の皆様から御発言があればお願いしたい。

岡崎委員)

ここで申し上げるのは場違いかもしれないが、テレビでたくさんギャンブルのCMが流れていることが気になっています。

どのくらいの頻度が適切かどうか分からないが、頻度も多く、かなりお金を掛けていて、少し若い人にターゲット向けていると感じています。

もちろんこれは県の方で何か取り上げていただく、ここにいらっしゃる委員さんに何か申し上げるということではないのかもしれないが、そのあたりも県の中で何か取り上げることができるか。

先ほど警察の方も宣伝広告の話をされていたが、それも主にパチンコの話になるのでしょうか。

小松警部)

パチンコの話になります。パチンコ店における宣伝広告、射幸心を煽るような宣伝広告禁止ということで指導させてもらっています。

岡崎委員)

マスコミやテレビの話とはまた全然違う話になると思うが、このままでいいのかなど。

アルコールに関しては宣伝に関して問題があれば、市民団体が声を上げたりしているところもあるが、そのあたりが気になったので発言させていただきました。

議長)

本日は多くの貴重な御意見をいただきありがとうございました。皆様からいただいた御意見を踏まえ、依存症対策推進計画の策定に向けて作業を進めて参りますので、引き続き御協力の程、よろしく願いいたします。以上をもちまして、令和2年度第1回埼玉県ギャンブル等依存症専門会議を閉会させていただきます。本日は長時間にわたり、御審議をいただき、大変ありがとうございました。